

## 医療法施行規則の規制緩和（PET装置のMRI室での使用）について

PET装置（陽電子放射断層撮影装置）による撮影はPET室に限られているところ、新技術である可搬型PETについて、京都府より、MRI室での使用を可能にしてほしいとの提案があった。昨年WGでのご審議に基づき、以下のとおり医療法施行規則の特例措置を国家戦略特区法第26条に基づく内閣府・厚生労働省の共同命令にて行う方向で、厚生労働省と事務的調整を実施。

※PET装置：陽電子断層撮影診断用放射性同位元素（PET検査薬）を患者に投与し、患者の体内からの放射線を陽電子放射断層撮影装置（PET装置）で撮影。検査薬ががん細胞等に集まる性質を利用し、がんの診断等に利用。

### ○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）抄 （使用の場所等の制限）

第三十条の十四 病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素使用室	
--------------------------	--------------------------	--

### 【区域計画認定後の特区における本命令適用後の姿】

陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素使用室	<u>適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において使用する場合</u>
--------------------------	--------------------------	---

### <今後のスケジュール>

9月中旬～10月中旬 パブリックコメント

10月中 公布・施行